

誤射・誤捕獲のない適正な狩猟・有害捕獲活動を

狩猟免許所持者の皆様へ

島根県内には、天然記念物に指定されている動物や、絶滅が危惧される希少野生動物が飛来、生息している地域があり、実際に雲南市でのコウノトリ（特別天然記念物）の繁殖活動、マガンやヒシクイ（天然記念物）の冬場の宍道湖への飛来などの事例があります。

これらの動物は「文化財保護法」や「種の保存法※1」などで、その文化的価値や保護繁殖の必要が認められた動物で、違法な捕獲は法律で禁じられており、違反すると懲役刑や罰金が科せられる場合もあります。

県内でも、有害捕獲活動の際にコウノトリが誤射されるという事例が実際に発生しています。

また、島根県では、絶滅のおそれのある野生生物の情報を収集し、「しまねレッドデータブック※2」を発行しており、県民に情報提供するとともに、開発行為における配慮や保護施策の基礎資料としています。鳥類では80種を掲載しています。

狩猟や有害捕獲活動を適正に行うには、対象鳥獣の正しい識別が重要であり、特に上記の動物が飛来、生息している地域での狩猟や捕獲活動の際には細心の注意を払う必要があります。

常に、正しい鳥獣判別の知識を身につけるとともに、保護すべき動物の飛来・生息情報を把握し、誤捕獲や人身事故等のない適正で安全な狩猟・有害捕獲活動をお願いします。

島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室

※1「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

※2 最新版は、「改訂しまねレッドデータブック 2014 動物編-島根県の絶滅のおそれのある野生生物」



↑コウノトリ
(特別天然記念物・種の保存法指定)



↑クロツラヘラサギ
(しまねレッドデータブック選定種 絶滅危惧Ⅱ類)



↑ヒシクイ
(天然記念物・希少鳥獣)



↑マガン
(天然記念物)

【参考】 動物の保護に関する法令等 ※主に県内に生息、飛来するものを中心に掲載

○**国指定の天然記念物(文化財保護法)** ※動物のみ掲載

名称	生息地・所在地	備考
オオサンショウウオ	県下全域	世界最大級の有尾両生類
ウミネコ(経島繁殖地)	出雲市(日御崎)	日本海西部における代表的繁殖地
オオミズナギドリ (星神島繁殖地)	西ノ島町	推定生息数500羽
オオミズナギドリ (沖島繁殖地)	隠岐の島町	4月頃飛来、7月頃産卵
オジロワシ	県下全域	大型のワシ、冬季に渡来
カラスバト	県下全域	大型のハト、日本列島準特産種
ヒシクイ	県下全域	ガン類、出雲平野に渡来
マガン	県下全域	ガン類、出雲平野に渡来
ヤマネ	県下全域	リスに似たヤマネ科のほ乳動物

○**県指定の天然記念物(県条例)** ※動物のみ掲載

ウミネコ (沖蛇島の繁殖地)	大田市	
オオミズナギドリ (大波加島の繁殖地)	知夫村	国内有数の オオミズナギドリ集団繁殖地

○**希少鳥獣** ※鳥獣保護管理法で「保護繁殖を特に図る必要がある鳥獣」として指定
鳥類37種(コウノトリ、イヌワシ、ハヤブサ、タンチョウなど)

※他に哺乳類、爬虫類なども指定

参考：環境省HP <http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/index.html>
(国内に生息・生育する希少種の指定)

○**種の保存法の対象動植物** ※絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る
希少鳥獣のうち鳥類103種(コウノトリ、オオワシ、タンチョウなど)

※他に哺乳類、爬虫類等も指定あり

○**改訂しまねレッドデータブック(2013 植物編・2014 動物編)**

～島根県の絶滅のおそれのある野生動植物～

掲載種数：植物394種、動物550種、合計944種

参考：島根県HP <http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/rdb/rdb2/>
(改訂しまねレッドデータブック)